

下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第96回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

1 日時

令和2年12月4日（金）13：00～17：05

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員）井田良，井堀利宏，今田幸子，畝本直美，北村節子，田邊宜克，中尾正信，中里智美，中田裕康（委員長代理），八木一洋（敬称略）

（庶務）村田総務局長，清藤総務局参事官，石井総務局第一課長

（説明者）徳岡人事局長，馬場人事局任用課長

4 議題

（1）協議

- ・ 令和3年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について
- ・ 令和3年1月期の出向からの復帰候補者について
- ・ 令和3年4月期の弁護士任官候補者について

（2）次回の予定等について

5 議事

（1）協議

協議に先立ち，退任した岩井委員の後任として田邊委員が紹介された。

庶務から，前回の委員会以後の経過として，令和2年9月期及び10月期の出向からの復帰候補者についての答申を最高裁判所に報告したこと及びその候補者についての最高裁判所における審議結果並びに令和2年下半期の判事補か

ら判事への任命候補者及び判事の再任候補者についての最高裁判所における審議結果が報告された。

また、最高裁判所から、令和3年1月1日出向先から判事補に復帰した後、1月16日付けで判事の任命資格を取得する者及び令和3年1月期の出向からの復帰候補者について、それぞれその指名の適否について諮問を受けたことが報告された。

- ・ 令和3年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について

庶務から、令和3年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者88人のうち、1人が高等裁判所長官に任命されたことにより、今回の審議対象から外れたことが報告された。また、9月7日の当委員会の結果を受け、各地域委員会に対し、指名候補者について情報収集を行い、その結果を取りまとめて送付するように依頼したこと、各地域委員会では、当委員会からの依頼に基づき、情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたこと、今回、地域委員会から送付された情報の中には、弁護士会又は弁護士会連合会を経由して地域委員会に提供された情報は含まれていなかったことが報告された。さらに、予定どおり11月27日に作業部会が開催され、重点審議者として追加すべき者の有無についての検討及び9月の委員会において重点審議者とされた者についての検討が行われたことも併せて報告された。なお、令和3年1月1日出向先から判事補に復帰した後、1月16日付けで判事の任命資格を取得する者については、出向期間が3年以下であることから、出向からの復帰候補者として諮問の対象にはならないが、来年1月16日付けで判事任命資格を取得することから、類似の先例に従い、出向からの復帰候補者と同様、候補者の略歴、出向先から得た候補者の執務状況等に基づき、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議することとされた。

作業部会長代理である八木委員から、作業部会において、9月の委員会で重点審議者とされた者に追加して重点審議者とすべき者を検討した結果について

報告され、審議の結果、重点審議者として追加すべき者はいないこととされた。

続いて、作業部会長代理である八木委員から、作業部会の検討結果について報告がされ、その結果を踏まえて、指名候補者87人について、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、85人については指名することが適当であると、2人については指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた。

- ・ 令和3年1月期の出向からの復帰候補者について

裁判官から出向している指名候補者1人について、候補者の略歴、出向先から得た候補者の執務状況等に基づき、判事に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、指名することが適当であると最高裁判所に答申することとされた。

- ・ 令和3年4月期の弁護士任官候補者について

庶務から、9月7日の当委員会の結果を受け、関係する地域委員会に情報収集の依頼をしたこと、当該地域委員会では、当委員会からの依頼に基づき情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。

作業部会における検討結果を踏まえ、指名候補者5人について、地域委員会が収集した情報及び最高裁判所から提供された資料に基づき、裁判官に任命されるべき者として指名することの適否について審議され、審議の結果、2人については指名することが適当であると、3人については指名することは適当でないと最高裁判所に答申することとされた。

(2) 次回の予定等について

- ・ 次回の予定について

次回の委員会は、12月18日（金）午後1時30分から開催され、令和3年1月の新任判事補候補者について審議することとなった。

以 上